

能登ふるさと博マスコットキャラクター「のとドン」の 利用に関する取扱要領

(目 的)

第1条 本要領は、能登ふるさと博マスコットキャラクター「のとドン」(以下「のとドン」という。)をより親しみやすく、より身近に感じていただくため、より多くの人々に周知されるとともに利活用を図ることを目的に、その利用条件及び手続きについて定める。

(定 義)

第2条 この要領において「のとドン」(以下「本著作物」という。)とは、能登ふるさと博を全国に広くアピールすることを目的に公募・選定されたものであり、「能登半島」の形をモチーフにしたキャラクターで、能登の祭りの太鼓の音(ドンドン)や「能登井」のほか、“どんどん能登に来てください”という思いが込められている。

(商用目的利用)

第3条 本要領において「商用目的」とは、利用希望者(以下「利用者」という。)が本要領に基づいて、本著作物を複製等したもの、および本著作物に改変を施した二次的著作物(以下「当該著作物」という。)のいずれかを第三者に提供するに際し、利用者がその提供と引き換えに対価を徴収する場合、または広告の一部として当該著作物を利用する場合をいう。

2 利用者が商用目的の複製等を行う場合は、本著作物に改変を加えることの有無に関わらず、能登ふるさと博開催実行委員会(以下「実行委員会」という。)へ届出を行わなければならない。

(非商用目的利用)

第4条 本要領において「非商用目的」とは、利用者の使用目的が前条の第1項に該当しない場合をいう。

2 本著作物を非商用目的で、かつ、なんら改変を加えないで利用しようとする場合は自由に利用できるものとする。

3 利用者が非商用目的で利用する場合であっても、本著作物に改変を加えた上で、複製等を行う場合は、実行委員会へ届出を行わなければならない。ただし、原型を著しく変形させる改変を行うことはできない。

(届出方法)

第5条 利用者は、実行委員会に対し、次の内容を含めた使用願いを提出しなければならない。

- (1) 「のとドン」使用願いというタイトル
- (2) 用途(目的、媒体など できるだけ詳しく)
- (3) 改変の有無

- (4) 商用利用・非商用利用のどちらか
 - (5) 利用希望者連絡先
- 2 当該届出は、原則として利用希望日（利用希望開始日）の7日前までに行わなければならない。

（使用の禁止または停止並びに賠償請求の放棄）

第6条 実行委員会が以下に該当すると判断した場合は、その使用を禁止することができる。

- (1) 能登ふるさと博の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになる場合
 - (2) 主として特定の政治、思想、宗教活動に利用しようとする場合
 - (3) 特定の個人、または団体の売名に利用しようとする場合
 - (4) 不当な利益をあげるために利用しようとする場合
 - (5) その他許諾することが不相当と認められる場合
- 2 実行委員会が利用者の利用実態について、当該届出の内容が本要領の目的に則した利用形態ではないと判断した場合、または、利用者が当該届出の内容と異なる利用形態で本著作物を利用していることを確認した場合、利用者に対し複製等の差し止めを要求することとし、当該差し止め要求を受けた利用者はただちに本著作物の複製等を停止しなければならない。
- 3 利用者が前2項の規定により使用の禁止または停止を受けたことによって損害を被ったとしても、利用者は、実行委員会に対するいっさいの請求権を放棄するものとし、何ら損害賠償請求をすることはできない。

附則

この要領は平成21年6月1日から施行する。

この要領は平成30年4月1日から施行する。